

**令和5年度 経済産業省差別解消法に係る
合理的配慮及び情報アクセシビリティの確保に関する研修**

障害者差別解消法の改正について

令和5年10月

**内閣府 政策統括官(政策調整担当)付
障害者施策担当**

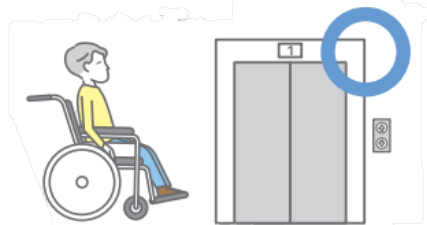
共生社会の実現に向けて

我が国では、障害のある人もない人も、
互いにその人らしさを認め合い、共に生きる社会（共生社会）を
目指しています。

社会モデル

- 障害の「社会モデル」：障害のある人が日常生活等で受ける様々な「制限」は、社会の側に様々な障壁（バリア）があることによって生じるものという考え方

- 階段しかないので、2階には上がれない
⇒「障害」がある
- エレベーターがあれば、2階へ上げれる
⇒「障害」がなくなった



- 車椅子の方は何も変わっていない
 - 変わったのは、あくまでも周囲の環境
- ⇒「社会モデル」の考え方に基づけば、「階段」という障壁（バリア）があることで車椅子の方に「障害」が生じていることになる

障害者差別解消法

**不当な差別的
取扱いの禁止**

**合理的配慮
の提供**



障害のある人の活動や社会への参加を制限している様々な障壁（バリア）を取り除くことで、障害のある人もない人も分けへだてなく活動できる
「共生社会」の実現へ！

障害者差別解消法の対象

分野

- 教育、医療、福祉、公共交通等、**日常生活及び社会生活に係る分野が広く対象**となる
※雇用の分野については、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）の定めるところによる

障害者

- 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害や高次脳機能障害のある人も含む）、その他心身の機能の障害（難病等に起因する障害も含む）がある者であって、**障害や社会的障壁によって、継続的に日常生活や社会生活に相当な制限を受けているもの**

※障害者手帳を持っている人に限らない

事業者

- 商業その他の事業を行う企業や団体等であり、**同種の行為を反復継続する意思をもって行うもの**
- 目的の営利・非営利、個人・法人の別を問わない（※個人事業主やボランティア活動をするグループなども含まれる）
- 対面やオンラインなどサービス等の提供形態の別も問わない。



障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)の概要 (平成25年6月 法律第65号)

I 総則

1 目的(第1条)

障害を理由とする差別の解消を推進し、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資する。

2 定義(第2条)

- 障害者 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。
- 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの。

3 国・地方公共団体の責務(第3条)

国・地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定・実施しなければならない。

4 国民の責務(第4条)

国民は、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

5 環境の整備(第5条)

行政機関等・事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

II 基本方針

○ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(第6条)

政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」を定める。

【基本方針で定める事項】

- ・ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的方向
- ・ 行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的事項
- ・ 事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的事項
- ・ その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項

Ⅲ 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置

1 障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止（第7条Ⅰ、第8条Ⅰ）

- 行政機関等・事業者に対し、事務・事業を行うに当たり、①障害を理由として、②障害者でない者と比較して、③不当な差別的取扱いを禁止

2 合理的配慮の提供（第7条Ⅱ、第8条Ⅱ）

- 行政機関等・事業者には、事務・事業を行うに当たり、
 - ①障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、
 - ②その実施に伴う負担が過重でないときは、当該障害者の障害の状態等に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮を行う。

行政機関等	義務
事業者	努力義務

令和3年法改正で義務化(未施行)*

3 対応要領（第9、第10条）

- 行政機関等は、基本方針に即して、障害を理由とする差別の禁止に関し、行政機関等の職員が適切に対応するために必要な対応要領を定める。
（国等は義務、地方公共団体等は努力義務）

4 対応指針（第11条）

- 主務大臣は、基本方針に即して、障害を理由とする差別の禁止に関し、事業者が適切に対応するために必要な指針を定める。

5 報告徴収、助言、指導及び勧告（第12条）

- 主務大臣は、第8条の施行に関し、特に必要があると認めるときは、対応指針に定める事項について、当該事業者に対し、報告徴収(※)、助言、指導、勧告をすることができる。（※ 報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料）

6 雇用の分野の特例（第13条）

- 雇用の分野における障害を理由とする差別を解消するための措置については、「障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）」の定めるところによる。

* 施行期日：令和6年4月1日

Ⅳ 障害を理由とする差別を解消するための支援措置

1 相談及び紛争の防止等のための体制の整備（第14条）

- 国・地方公共団体は、差別に関する相談に的確に応じるとともに、紛争の防止又は解決を図ることができるよう、体制整備を図る。

2 啓発活動（第15条）

- 国・地方公共団体は、差別解消について国民の関心と理解を深めるとともに、必要な啓発活動を行う。

3 情報の収集、整理及び提供（第16条）

- 国は、国内外における障害を理由とする差別・差別解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行う。

4 障害者差別解消支援地域協議会（第17条～第20条）

- 地方公共団体の区域において、差別に関する相談及び相談事例を踏まえた差別解消のための取組を効果的・円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会を組織することができる。
- 協議会は、情報交換や、相談及び相談事例を踏まえた差別解消のための取組に関する協議を行う。
- 関係機関や協議会の構成員（構成機関等）は、協議結果に基づき、当該相談事例を踏まえた差別解消のための取組を行う。
- 協議会は、①情報交換や協議を行う場合、②他の構成機関等から要請があった場合において、必要と認めるときには、構成機関等に対し、情報提供、意見表明その他の必要な協力を求めることができる。
- 協議会の事務に従事する（していた）者に秘密保持を義務付け

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律（概要）

- 政府は、障害者差別解消法の施行（平成28年4月）3年経過後において、事業者による合理的配慮の在り方その他の施行状況について検討し、所要の見直しを行うとの規定（附則第7条）を踏まえ、内閣府の障害者政策委員会における議論や団体ヒアリング等を通じて、検討を実施。
- 障害を理由とする差別の解消の一層の推進を図るため、事業者に対し社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をすることを義務付けるとともに、国・地方公共団体相互の連携の強化を図るほか、障害を理由とする差別を解消するための支援措置を強化する措置を講ずる。

1. 事業者による合理的配慮の提供の義務化

事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供について、
現行の努力義務から義務へと改める。

- ※ 障害者差別解消法では、行政機関等と事業者は、事務・事業を行うに当たり、障害者から何らかの配慮を求められた場合には、過重な負担がない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要かつ合理的な配慮（合理的配慮）を行うことを求めている。
- ※ 「社会的障壁」とは、障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

【合理的配慮の例】

段差がある場合に、
スロープなどで補助する



意思を伝え合うために絵や写真の
カードやタブレット端末などを使う



2. 事業者による合理的配慮の提供の義務化に伴う対応

（1）国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加

国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力しなければならないものとする。

（2）障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化

- ア 基本方針に定める事項として、障害を理由とする差別を解消するための支援措置の実施に関する基本的な事項を追加する。
- イ 国及び地方公共団体が障害を理由とする差別に関する相談に対応する人材を育成し又はこれを確保する責務を明確化する。
- ウ 地方公共団体は、障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報（事例等）の収集、整理及び提供に努めるものとする。 5

「不当な差別的取扱い」とは

- **行政機関等と事業者**は、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を
 - ◆ 拒否する
 - ◆ 場所や時間を制限する
 - ◆ 障害のない人にはつけない条件をつけるなどにより、障害者の権利利益を侵害すること（**不当な差別的取扱い**）が禁止されている
- 各事業分野の考え方等については、主務大臣が定める「対応指針(ガイドライン)」に規定

具体例



1
保護者や介助者が
いなければ入店を断る



2
障害者向けの物件はない
と言って対応しない

正当な理由がある場合

- 「**正当な理由**」がある場合、すなわち、その行為が客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合は、「**不当な差別的取扱い**」にはならない
- 「**正当な理由**」に相当するか否かについては、**個別の事案ごとに**、
 - ◆ 障害者、事業者、第三者の権利利益
例：安全の確保、財産の保全、事業の目的・内容・機能の維持、損害発生防止等
 - ◆ 行政機関等の事務・事業の目的・内容・機能の維持などの観点から、**具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断**する必要

「合理的配慮の提供」とは

- **行政機関等と事業者**においては、事務・事業を行うに当たり、障害者から何らかの配慮を求められた場合、**過重な負担がない範囲**で、社会的障壁を取り除くために**必要かつ合理的な配慮（合理的配慮）**を行うことが求められる
- 代替措置の選択も含め、双方の話し合い(建設的対話)により対応するもの
- 各事業分野の考え方等については、主務大臣が定める「対応指針(ガイドライン)」に規定

社会的障壁の例

①社会における事物	通行・利用しにくい施設、設備など
②制度	利用しにくい制度など
③慣行	障害のある方の存在を意識していない慣習、文化など
④観念	障害のある方への偏見など

具体例



1
段差がある場合に、スロープなどで補助する



2
意思を伝え合うために絵や写真のカードやタブレット端末などを使う

留意事項

- ① **事務・事業の目的・内容・機能**に照らし、**必要とされる範囲で本来の業務に付随するもの**に限られること
- ② **障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること**
- ③ **事務・事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないこと**

過重な負担の判断

個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、**具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断**することが必要

- ① 事務・事業への影響の程度
(事務・事業の目的・内容・機能を損なうか否か)
- ② 実現可能性の程度
(物理的・技術的制約、人的・体制上の制約)
- ③ 費用・負担の程度
- ④ 事務・事業規模
- ⑤ 財政・財務状況

注：「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」
(令和5年3月14日閣議決定)に基づき作成

「建設的対話」とは

- 合理的配慮の提供に当たっては、社会的障壁を取り除くために必要な対応について障害者と事業者等が対話を重ね、共に解決策を検討していくことが重要（**建設的対話**）
- 障害者からの申出への対応が難しい場合でも、障害者と事業者等の双方が持っている情報や意見を伝え合うなどの**建設的対話を通じて相互理解を深める**ことで、目的に応じた代替手段を見つけることが可能となる

建設的対話の例

事業者
(習い事教室)



うちのこどもは特定の音に対する聴覚過敏があり、飛行機の音が聞こえると興奮して習い事に集中できなくなってしまうので、飛行機の音が聞こえないように、教室の窓を防音窓にしてもらうことはできますか？

防音窓の設置には工事が必要だし、すぐに対応することは難しいな。障害のあるお子さんが習い事に集中できるよう、他に、飛行機の音を聞こえなくするような工夫はあるだろうか？

防音窓をすぐに設置することは難しいので、お子さんが習い事に集中できるよう、一緒に他の方法を考えましょう。お子さんは、普段、飛行機の音が聞こえないように、どのような対応をしているのですか？



家ではイヤーマフを着用することがあるのですが、習い事では音声教材等を利用することもあるので着用させていませんでした。着用の際には声掛けや手伝いが必要なので、習い事でイヤーマフを使うと先生にご迷惑ではないでしょうか。

飛行機が通過する時間帯は大体決まっているので、その際には、先生がイヤーマフの着用の声掛けやお手伝いをします。また、音声教材の使用タイミングについても配慮を行うことができます。

わかりました。こどもにイヤーマフを持っていかせ、先生がお手伝いしてくれるからね、とお言っておきます。

障害者の保護者
(発達障害)



- 建設的対話を通じて個別事情等を共有すれば、事業者と障害者の双方が納得できる形での社会的障壁の除去が可能となることもある

⇒ **まずは障害者との対話を始めることが重要！**

※ 建設的対話を一方的に拒むことは合理的配慮の提供義務違反となる可能性もあるため注意が必要

「環境の整備」とは

- 障害者差別解消法では、合理的配慮を的確に行えるようにする「環境の整備」（不特定多数の障害者に向けた事前改善措置）を、行政機関、事業者の努力義務としている。

「環境の整備」の例 (不特定多数の障害者が主な対象)

携帯スロープを購入する
施設をバリアフリー化する
社員対応マニュアル整備・研修を実施する
アクセシビリティを担保したウェブサイト等を作成する

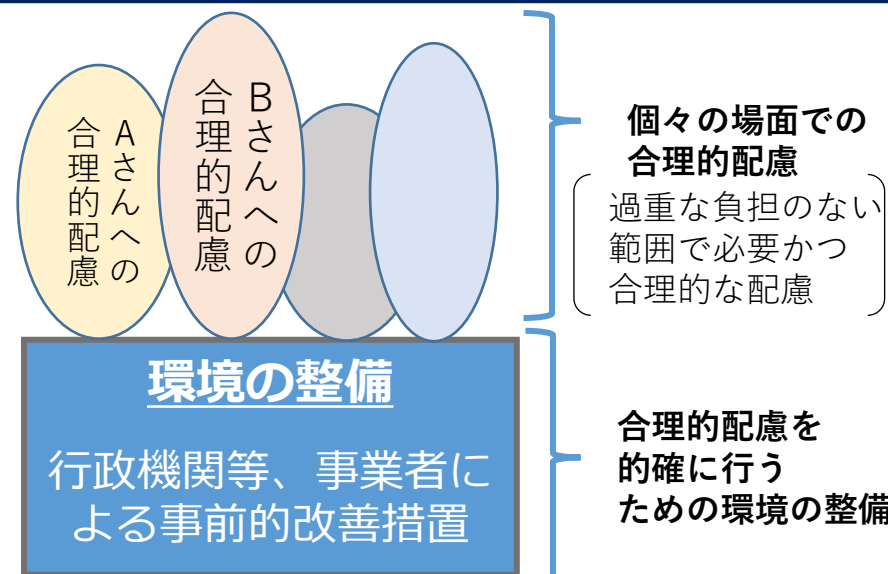


「合理的配慮」の例 (個々の場面における個々の障害者が対象)

段差があった場合、携帯スロープを架ける
(個々の配慮をせずとも、障害者が利用可能)
マニュアル等に基づき、的確に合理的配慮を行う
(個々の配慮をせずとも、障害者が利用可能)

留意事項

- 他の障害者等への波及効果についても考慮した環境の整備を行うことや、相談・紛争事案を事前に防止する観点から、合理的配慮の提供に関する相談対応等を契機に、内部規則やマニュアル等の改正等の環境の整備を図ることは有効
- 「環境の整備」には、職員に対する研修等のソフト面の対応も含まれる



令和5年10月16日(月)から

障害者差別に関する相談窓口の試行事業



「つなぐ窓口」がスタート！

本事業の相談窓口は、障害者差別解消法に関するご相談を適切な相談機関と調整し、取り次ぎします

■ 障害を理由とする差別に関する相談窓口 ■

相談者



事業者



1 自治体・各府省庁等の相談窓口

お住まいの地域や事業を営んでいる地域の自治体、各府省庁等に直接、質問・相談が可能です。

※自治体からの相談も各府省庁等と調整し、取り次ぎします

調整・取次※

2 「つなぐ窓口」(本事業)

New!

障害者差別解消法に関する質問に対する回答や相談事案を適切な自治体・各府省庁等の相談窓口につなげる窓口を試行的に設置します。

1 自治体・各府省庁等の相談窓口

お住まいの地域、事業を営んでいる地域の自治体や各府省庁等が相談窓口を設置しています。

自治体・各府省庁等の相談窓口では、障害を理由とする差別に関する相談や、事案終結に向けた関係機関との調整を行っています。

2 「つなぐ窓口」(本事業)

障害者差別解消法に関する質問に回答すること及び障害を理由とする差別に関する相談を適切な自治体・各府省庁等の相談窓口へ円滑につなげるための調整・取次を行うことを目的に、令和5年10月から令和7年3月まで、試行的に設置します。

■ こんな方におすすめ！ ■

- どの相談窓口で相談すれば良いかわからない。
- 過去に相談をした際に、相談先から別の相談先を紹介されることが繰り返されて、結局相談できなかった。
- 平日は学校・仕事で今まで相談ができなかったが、まずは話を聞いてみたい。
- 障害があるので、お店に配慮やお願いしたいことがあるが、どうすれば良いかわからない。
- 障害をお持ちの方への合理的配慮の提供について、何をすれば良いかわからない。等

●事業に関するお問い合わせ



内閣府政策統括官
(政策調整担当)付
障害者施策担当

住所：〒100-8914 東京都千代田区永田町 1-6-1
中央合同庁舎 8 号館

電話：03-5253-2111

ファックス：03-3581-0902

ホームページ：

<https://www8.cao.go.jp/shougai/index.html>

●障害を理由とする差別に関する試行相談窓口

●試行期間：令和5年10月16日～令和7年3月下旬

●連絡先

電話相談：0120-262-701

10:00-17:00 週7日(祝日・年末年始除く)

メール相談：

info@mail.sabekai-tsunagu.go.jp

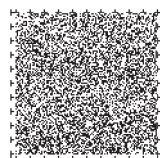
その他のご連絡：

sabetsu-kaisyo@nttdata-strategy.com

●調査受託事業者：株式会社NTTデータ経営研究所

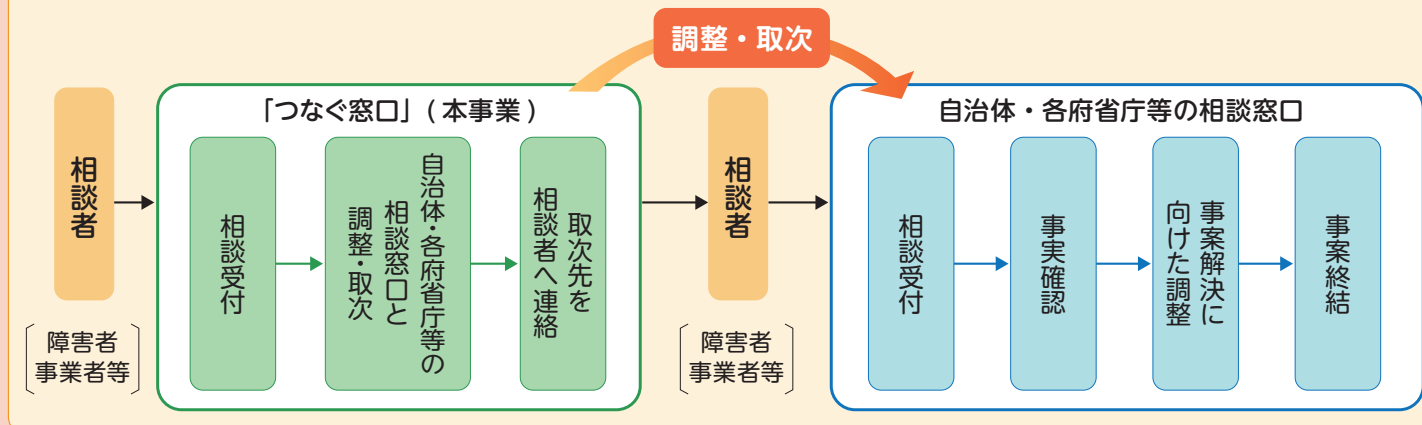
●コールセンター運営事業者：株式会社AIサポート

お気軽にご相談ください！



■「つなぐ窓口」による相談対応の基本的な流れ ■

「つなぐ窓口」で相談を受け付けた後、「つなぐ窓口」で適切な自治体・各府省庁等の相談窓口と調整を行い、事案の取次を行います。取次が済み次第、相談者へ取次先の相談窓口の情報を連絡します。相談者が、取次を受けた自治体・各府省庁等の相談窓口で連絡を行うと、その後は自治体・各府省庁等の相談窓口が取り次がれた相談内容を踏まえて、事実確認や事案解決に向けた調整を行います。



※本事業の「つなぐ窓口」と自治体・各府省庁等の相談窓口は連携して、障害者に対する差別の解消に向け、公正・中立な立場で、障害者・事業者双方の間に立ち、両者の相互理解や建設的対話を促しながら、事案の解決に努め、共生社会の実現を目指します。

障害者差別解消法について

法の考え方

障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁（バリア）を取り除くことが重要との考え方の下、法は、障害者に対する「**不当な差別的取扱い**」と「**合理的配慮の不提供**」を差別と規定し、**行政機関等及び事業者に対して**、差別の解消に向けた具体的取組を求めています。（詳細な内容は参考情報を参照）

※令和6年4月から事業者による障害者への合理的配慮の提供が義務化されます。

障害者差別解消法の対象

障害者	障害者手帳をお持ちの方に限りません。 社会的障壁により多くの制限を受けている全ての方が対象です。
事業者	商業その他の事業を行う企業や団体、店舗等であり、同じサービスを反復継続しているものを表します。 営利／非営利、個人／法人は問いません。 ※「事業者」に該当するもの（一例） 株式会社、社団法人、NPO、医療機関、教育機関、個人のボランティア活動等
分野	教育、医療、福祉、公共交通等、全般的に対象となります。ただし、雇用、就業関係は対象外となります。

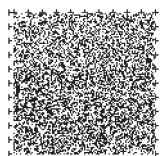
本事業で取り扱う個人情報について

本事業では、障害を理由とする差別に関する相談を適切な機関に取り次ぐために、相談者の氏名や性別、お住いの地域、ご連絡先、障害の種別、差別と思われる事案の概要等を伺います。伺った情報はご本人の同意に基づき記録を行い、ご本人の同意の上で、取次先の自治体や国に提供いたします。また、個人が特定されないよう概略化した上で集計を行い、今後の障害を理由とする差別の解消に向けた施策の立案に活用いたします。個人が特定される情報が外部に公開・共有されることはございません。

個人情報は、調査受託者である NTT データ経営研究所の監督の下、コールセンターを運営する株式会社 AI サポートにて管理を行います。

NTT データ経営研究所：プライバシーポリシー：

(<https://www.nttdata-strategy.com/information/policy/>)



参考情報

リーフレットは以下の QR コードからダウンロード可能です。

障害者差別に関する相談窓口の試行事業「つなぐ窓口」がスタートします！



令和6年4月1日から合理的配慮の提供が義務化されます！



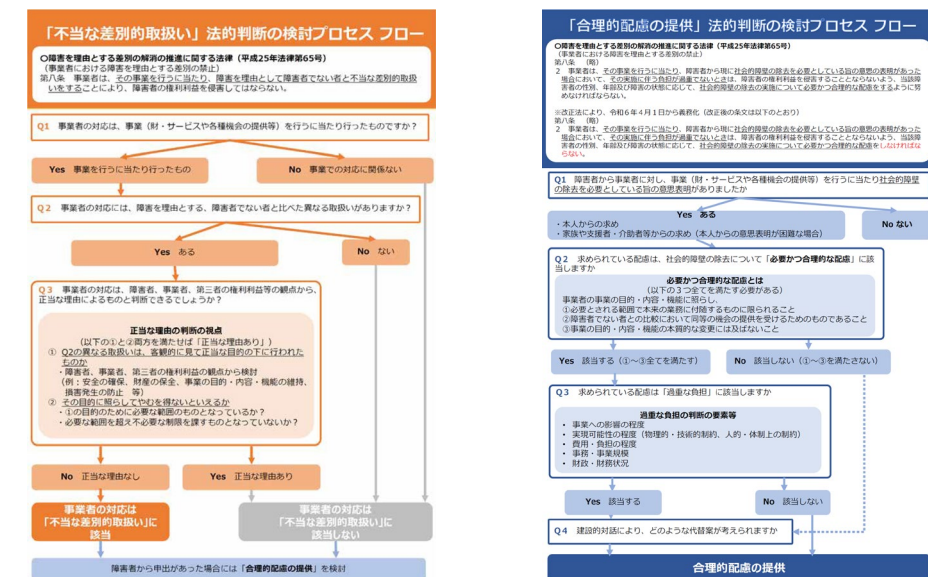
参考：障害を理由とする差別の解消の推進 相談対応ケーススタディ集

- 内閣府では令和4年度調査研究事業において、有識者等による検討会での議論の下、国や地方公共団体の相談窓口等担当者が相談対応業務を行うに当たり、障害者差別解消法や基本方針に沿った事案の分析・対応の検討を行う際の参考資料として、令和4年度に「相談対応ケーススタディ集」を作成。
- 本ケーススタディ集では、「不当な差別的取扱い」及び「合理的配慮の提供」の法定判断の検討プロセスをフロー形式で示しつつ、法の考え方等を解説。あわせて、具体的なケースを10件（いずれも架空の場面設定）用意し、各ケースをフローに沿って検討・解説を行っている。
- 相談窓口等担当者だけでなく、障害者や事業者が法の考え方の理解を深めるための参考資料としても活用可能。

【ケーススタディ集】 <https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/jirei/case-study.html>

ケーススタディ集の構成

- はじめに
- 本ケーススタディ集の構成・活用方法
- 障害者差別解消法について
 - ・ 法制定の背景・経過及び概要
 - ・ 「不当な差別的取扱い」「合理的配慮の提供」の法的判断の検討プロセス
- ケーススタディ
 - ・ 「不当な差別的取扱い」ケース
 - ・ 「合理的配慮の提供」ケース
 - ・ 「不当な差別的取扱い」「合理的配慮の提供」複合ケース
- 相談対応事例インタビュー
- 参考資料



参考：障害を理由とする差別の解消の推進に関するその他の参考資料

- 障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト

<https://shougaisha-sabetukaishou.go.jp/>

- 障害者差別解消に関する事例データベース

<https://jireidb.shougaisha-sabetukaishou.go.jp>

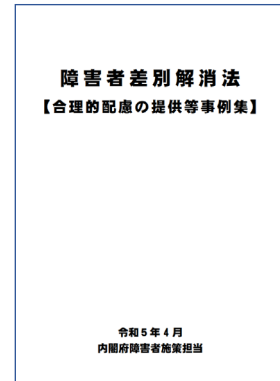


- ・ 行政機関等や事業者が障害者に対して行うこととされる「合理的配慮の提供」や「不当な差別的取扱いの禁止」など、障害者差別解消法に定められている事項について解説したポータルサイトを令和4年3月に公開。令和5年5月には同サイト上で参考事例を障害種別等で検索できる「障害者差別解消に関する事例データベース」も公開。

- 合理的配慮の提供等事例集

<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/jirei/example.html>

- ・ 関係省庁や地方公共団体等から収集した事例等を基に障害種別や場面ごとに整理した事例集を、令和5年4月に改訂。



- 事業分野相談窓口（対応指針関係）

https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/pdf/soudan/taiou_shishin.pdf

- ・ 各主務大臣が所掌する分野及び当該分野に対応する相談窓口を整理した相談窓口一覧表を令和5年5月に公開。

事業分野相談窓口（対応指針関係）					
分野	相談窓口	対応指針	備考	関係省庁	関係機関
障害者	障害者差別解消法（障害者差別解消法）	障害者差別解消法（障害者差別解消法）	障害者差別解消法（障害者差別解消法）	障害者差別解消法（障害者差別解消法）	障害者差別解消法（障害者差別解消法）
	障害者差別解消法（障害者差別解消法）	障害者差別解消法（障害者差別解消法）	障害者差別解消法（障害者差別解消法）	障害者差別解消法（障害者差別解消法）	障害者差別解消法（障害者差別解消法）
	障害者差別解消法（障害者差別解消法）	障害者差別解消法（障害者差別解消法）	障害者差別解消法（障害者差別解消法）	障害者差別解消法（障害者差別解消法）	障害者差別解消法（障害者差別解消法）
	障害者差別解消法（障害者差別解消法）	障害者差別解消法（障害者差別解消法）	障害者差別解消法（障害者差別解消法）	障害者差別解消法（障害者差別解消法）	障害者差別解消法（障害者差別解消法）
障害者	障害者差別解消法（障害者差別解消法）	障害者差別解消法（障害者差別解消法）	障害者差別解消法（障害者差別解消法）	障害者差別解消法（障害者差別解消法）	障害者差別解消法（障害者差別解消法）
	障害者差別解消法（障害者差別解消法）	障害者差別解消法（障害者差別解消法）	障害者差別解消法（障害者差別解消法）	障害者差別解消法（障害者差別解消法）	障害者差別解消法（障害者差別解消法）
	障害者差別解消法（障害者差別解消法）	障害者差別解消法（障害者差別解消法）	障害者差別解消法（障害者差別解消法）	障害者差別解消法（障害者差別解消法）	障害者差別解消法（障害者差別解消法）
	障害者差別解消法（障害者差別解消法）	障害者差別解消法（障害者差別解消法）	障害者差別解消法（障害者差別解消法）	障害者差別解消法（障害者差別解消法）	障害者差別解消法（障害者差別解消法）
障害者	障害者差別解消法（障害者差別解消法）	障害者差別解消法（障害者差別解消法）	障害者差別解消法（障害者差別解消法）	障害者差別解消法（障害者差別解消法）	障害者差別解消法（障害者差別解消法）
	障害者差別解消法（障害者差別解消法）	障害者差別解消法（障害者差別解消法）	障害者差別解消法（障害者差別解消法）	障害者差別解消法（障害者差別解消法）	障害者差別解消法（障害者差別解消法）
	障害者差別解消法（障害者差別解消法）	障害者差別解消法（障害者差別解消法）	障害者差別解消法（障害者差別解消法）	障害者差別解消法（障害者差別解消法）	障害者差別解消法（障害者差別解消法）
	障害者差別解消法（障害者差別解消法）	障害者差別解消法（障害者差別解消法）	障害者差別解消法（障害者差別解消法）	障害者差別解消法（障害者差別解消法）	障害者差別解消法（障害者差別解消法）

注：本表は、関係省庁が所掌する分野及び当該分野に対応する相談窓口を整理した相談窓口一覧表を令和5年5月に公開。